



# 全私保連ニュース

《平成30年度 6号 10月10日発行》

## 子ども・子育て会議 (第 37 回)の開催について

議題:「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」

日時: 10月9日(火) 10:00~12:00 於: 中央合同庁舎4号館 12階 共用1208 特別会議室

### 【議事概要】

内閣府から、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」の、施行後5年で経過措置の期限が到来する11項目について、資料1に沿った説明が行われ、それぞれの項目ごとに、政府の「方向性」が説明されました。特に「① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」と「② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」は、延長の措置をとるために法律改正が必要であり、来年の通常国会に法律改正案を提出し成立させておかなければなりません。そのために今回の子ども・子育て会議で会議としての結論を得ることが必要となりました。(内閣府案のとおり、特例を平成36年度末まで5年間延長する案が決定されました。)

また幼児教育の無償化に関連して、「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」(給食費のうち食材料費は、新制度の認可施設・事業所では、1~3号認定の支給区分により負担方法が異なる。)について、各委員の立場から様々な意見が示されました。

### 【配布資料】

- 資料1 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿
- 資料2 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について
- 資料3 幼児教育の無償化について
- 資料4 平成31年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について
- 資料5 認定こども園に関する現況
- 資料6 待機児童解消に向けた取り組みの状況について
- 資料7 新・放課後子ども総合プラン
- 参考資料1-1 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方について
- 参考資料1-2 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しにおける「量の見込み」等に関する調査結果について
- 参考資料2 認定こども園に関する状況について(平成30年4月1日現在)
- 参考資料3 委員提出資料

## 【塚本委員発言要旨】

子ども・子育て新制度施行後5年の見直しについて、「保育教諭の資格特例」「幼稚園免許条及び保育士資格取得特例」「幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例」につき、いずれも5年間延長する方向性をお示しいただいたことにお礼を申し上げます。

食材料費の取扱いについて、平成27年度より『子ども・子育て支援法』が施行され、国は「施設型給付」と「地域型保育給付」という新たな給付の仕組みを創設し、幼稚園・保育所・認定こども園等の公費負担を、法定代理受領という考え方と共に「個人給付」と位置付けられました。この事は日本の保育・子育ての歴史上大きな転換であり、とても意義深いことと捉えています。

しかしながら、支給認定区分の違いにより、食材料費の給付に違いがあることは、保護者の就労の有無により子どもの給付に差があるということであり、見直す必要があると考えています。当連盟では、かねてより、この食材料費の負担方法の違いに着目し、2号認定児の主食費分も3号認定児と同様に給付に盛り込み、それぞれが等しくなるよう国に要望を重ねてまいりました。

「食育」については、今年度施行された新保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも記載されている通り、その重要性は誰もが認めるところです。さらに、きめ細かいアレルギー児への対応や体調不良児への配慮など、教育・保育施設における食事提供の重要度は増してきています。

仮に、現在、実費徴収していない2号認定児の副食費と3号認定児の主食費並びに副食費を新たに徴収することになれば、保護者の新たな要望に添えていく必要が出てくるとともに、また、未納の対応はどうするのかなど、保育現場ではすでに不安の声が上がっています。

乳幼児期の食育の重要性をご理解いただき、これからの日本の食文化の担い手である子どもたちの成長を願って、認定区分に関わらない、全ての就学前の子どもたちに食材料費の公費負担をお願いします。

## 【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- 食材料費の扱いについては、①他制度との並びや公平性の観点、②「教育」や「保育」の一環としての「食」、③実費徴収やアレルギー等への個別対応、欠席日数相当の費用計算などの事務負担、④1号認定子どもと2号認定子どもとの公平性についての観点が必要である。今後丁寧に議論されることを願う。
- (保育教諭の資格特例、幼稚園教諭免許・保育士資格の取得特例延長について) 未だ1万人程度が片方だけの免許・資格保有であることから、経過措置の延長には賛成である。延長にあたってはインセンティブを明確に付けるなどの工夫が必要となるだろう。食材料費についてはすべて公定価格に含まれることが理想であるが、実際にどの程度の額となるのか、試算して総額を示していただきたい。エビデンスを基に検討していきたいと考える。
- 子ども・子育て支援新制度はすべての子どもたちのための制度である。制度の議論においては、子ども、保護者、事業者を置き去りにすることなく進めていかなければならない。保育教諭の資格取得特例延長には賛成であるが、研修に出づらいつい現実がある。幼稚園教諭免許更新講習を保育士等キャリアアップ研修とリンクさせるなどの配慮を求める。食材料費の負担方法は、認定こども園の保護者間で不公平感が生じないように、整理が必要である。

- ・食材料費についてはいくつかの課題はあるものの、小学校との整合性から自己負担でよいものとする。経過措置の延長はさらに5年とあるが、単なる延長でよいのか。恒久的な措置にする、インセンティブをかけるなど、何らかの筋道を示すべきである。
- ・今回示された方向性に基本的に賛成である。食材料費は食育の根幹に関わるものであり、実費徴収はなじまないのではないかと考える。2号認定こどもの主食費を実際に実費徴収している施設は40%ほどであり、主食費を自治体が補助しているケースや家庭から持参しているケースが半数を占めている調査結果がある。満3歳の扱いについては、1号認定子どもだけが年度途中で無償化の対象になるという不公平が生じる。早急に整理されるべきである。
- ・示されている案では経過措置延長が一律5年とされているが、あるべき姿への実現に向けて環境が整備されていくことが必要である。経過措置延長の期限を環境整備の段階に合わせるのはいかがでしょうか。
- ・保育教諭の資格特例、幼稚園教諭免許・保育士資格の取得特例延長には賛成である。みなし幼保連携型認定こども園の職員配置の経過措置が延長されないのはやむを得ないが、就園できない子どもが出ないよう配慮が必要な地域もある。施設長に係る経過措置については、大規模園において副園長や教頭が2人配置されている場合があることにも鑑み、加算で対応することはできないか。
- ・免許・資格の取得特例には賛成であるが、現場では職員を研修に出すことによる人員配置に苦慮している。研修に参加しやすいような開催地や実施回数に配慮を求めたい。食材料費については、1～3号認定の違いについて保護者の理解が得られるような対応が必要である。幼児教育が無償化されることにより、保育の長時間化につながることを危惧している。子どもたちに無理のない、本当に必要な保育時間を前提にして認定がなされるべきである。
- ・示された案には一定の合理性があると思われる。方向性に賛成である。食材料費の扱いに関して、食育の実践を見える化してほしい。個人的には実費徴収もあってよいと考える。その場合でも低所得者への配慮は必要である。いろいろな意見を踏まえて検討されることを望む。

#### [内閣府]

- ・食育の大切さについて多く意見が出された。多方面からの意見を踏まえて検討を進めていきたい。

#### [無藤 座長]

- ・保育教諭の資格特例及び幼稚園教諭免許・保育士資格の取得特例の延長は法改正が必要なことから議論が急がれる。今回、研修の受けやすさやインセンティブの必要性について出された意見を踏まえつつ、基本的には事務局案のどおりとして進めていきたいがどうか。(委員より異議なしの声)
- ・その他の項目については、事務局の提案に沿いながら議論を重ねていく。必要に応じて事務局から説明を受けながら検討していきたい。

☆ 下記の内閣府サイトより資料入手及び動画の視聴ができます（配信までに日数を要する場合があります）。  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: [ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)